

人材育成ワーキンググループでの検討状況

第 1 課題ごとの検討概要

I 人材育成の視点からの鳥獣保護管理の実施体制について

○別添（資料 1 - 3 参考① 参照）

II 鳥獣保護管理の研修に関する方向性

1 全国的な視点からの研修の実施

- ・鳥獣保護管理に関する制度や、全国的な鳥獣の生息状況等を踏まえた保護管理を内容とする研修については国において実施を図るものとする。
- ・受講者は、主として国及び都道府県の鳥獣保護行政担当者を対象とするが、必要に応じて市町村職員、農林水産業及び狩猟関係者にも幅広く研修の機会を設けることが望ましい。

2 地域的な視点からの研修の実施

- ・都道府県においては、当該都道府県での鳥獣の生息や保護管理の状況を踏まえた地域的な内容の研修について実施を図るものとする。
- ・受講者は、主として当該都道府県及び市町村の鳥獣保護行政担当者を対象とするが、鳥獣による被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じて、鳥獣保護管理の視点からの鳥獣被害対策も内容とし、農林水産業関係職員や農業関係団体職員にも幅広く研修の機会を設けることが望ましい。
- ・農業被害対策等が中心となる研修を都道府県において実施する場合においても、必要に応じて鳥獣の生態や個体数調整の考え方などの鳥獣保護管理に関する内容が研修に含まれるように、鳥獣保護行政担当部局と研修実施者との連携を図るものとする。

3 関係者間での研修内容の共有化

- ・研修の受講者は、研修で得た知識や技術を所属する機関の関係者で共有を図るとともに、研修の実施者は研修の実施内容等について、都道府県等の関係者間で情報の共有を図るように努めるものとする。
- ・特に、都道府県の職員が参加した研修内容については、関係する市町村等との情報の共有化に努めるものとする。

4 鳥獣被害対策に関する研修等における関係機関等との連携・協力の推進

- ・鳥獣被害対策関係の研修等において、鳥獣保護管理に関する内容を位置づけることにより研修等の効果を高めるなど、研修等における鳥獣保護担当部局と農林水産関係部局との連携・協力を図るものとする。
- ・鳥獣の生息状況等から、自都道府県での実習等が困難な内容については、当該事例の多い地域において研修を受講するなど、他の都道府県や民間団体等とも連携し、経験や事

例の有無等に応じて相互に補完するように努めるものとする。

5 特定計画の進捗や鳥獣の生息状況等に合わせた研修内容の調整

- ・全国的な特定鳥獣保護管理計画の進捗状況に合わせて、計画の策定、モニタリング及びフィードバック、計画評価等に関する内容や、鳥獣保護管理に関する最新の知見、先進的な具体的実施状況等を研修内容に含めるとともに、受講者に対するアンケート調査等によって研修内容を評価し、適切な研修内容の見直しに努めるものとする。
- ・また、堅果植物の生育状況や気象条件等から全国的及び地域的な鳥獣の生息状況に変化が予想される際には、これに対応した研修内容の実施に努めるものとする。

【主な指摘事項】

○研修の内容

- ・最低限何を伝えるのか、基盤を固める必要。
- ・研修の到達点について、目標を設定するべき。
- ・個体群管理、生息地管理などの基本的な要素をおさえるべき。

○研修の方法

- ・鳥獣保護管理に係る研修と農林水産業関係職員や農業関係団体職員を対象とした被害防止に係る研修とは区分して研修のあり方を考えるべき。
- ・研修受講者が研修内容を周囲に伝えることにより、情報の共有化を図るべき。
- ・通信教育的なことも考えられる。
- ・環境省は、都道府県の鳥獣行政の中核的人材を対象を絞った育成を進めることも考えられる。

Ⅲ 鳥獣保護員の充実に係る方向性

1 鳥獣保護員の活動について

鳥獣保護員の主な活動は、狩猟取締、鳥獣保護区の管理、鳥獣に関する調査、普及啓発等が主な活動となっている。しかし、鳥獣による被害発生の状況等を背景に、地域における鳥獣保護管理に関する助言・指導、また、鳥獣保護区における環境教育の推進といった鳥獣保護員に対する新たな要請もあることから、これらの要請について適切に応えていく必要がある。

2 鳥獣保護員の任命について

鳥獣保護員は、鳥獣の保護管理又は狩猟制度についての知識、技術及び経験を有し、鳥獣保護への熱意を有する人材から任命するものとし、特に鳥獣保護管理に関する専門的な分野において活動する場合には、任命の際に役割分担の明確化に努める。また、鳥獣保護管理や環境教育等の新たな要請に応えるためにも、鳥獣保護管理に関する専門的知識を持ち、地域での助言・指導の実施が可能であることを客観的に評価できる仕組みの活用や、専門的知見を持つ者の公募による採用について、地域の状況に応じて実施していくものとする。

3 鳥獣保護員の総数について

鳥獣保護員の総数は、第9次鳥獣保護事業計画における総数と同様の数（市町村合併前

の市町村数と同規模)を確保し、地域に密着した活動が可能となる数を目標にすること、または、鳥獣保護管理に関する専門的知識を有する鳥獣保護員が、都道府県内の特定の地方などにおいて専門的な助言・指導が可能となるような数を配置することなど、各都道府県での鳥獣保護事業等の実施状況に応じた人数を配置するものとする。

4 鳥獣保護員の資質の維持について

鳥獣保護員を対象とした研修の計画的実施や活動マニュアルの作成などにより、全員に所要の知識を習得させるものとする。また、任期を更新する際には、研修等の実施により資質の維持に努めるものとする。

【主な指摘事項】

- ・定年制や更新時に研修を義務づけるなどが必要ではないか。
- ・報酬を狩猟税だけで賄うべきでない。
- ・専門性や報酬等で差別化を図るべきではないか。
- ・人数を少数化して、専門性を高めた上で報酬を上げるような仕組みも必要。

IV 狩猟者の育成に関する方向性

1. 狩猟免許試験及び更新時講習の内容に位置づけるべき鳥獣保護管理の内容

これまでの狩猟免許試験及び更新時講習の内容に加えて、鳥獣保護管理に関する以下のような内容を新たに位置づける。

(1) 鳥獣の保護管理（個体数管理、被害防除対策、生息環境管理）の概要

- ・捕獲による個体数の管理が鳥獣保護管理に果たす役割
- ・農林水産業に被害を及ぼす主要な鳥獣への対応のあり方
- ・鳥獣の生息に適した環境とその管理

(2) 錯誤捕獲の防止

- ・錯誤捕獲防止のための知識
- ・錯誤捕獲による希少種等への影響

(3) 鉛弾による汚染の防止

- ・鉛弾による汚染のしくみ
- ・非鉛弾の取扱い上の留意点

2. わな猟免許試験の方向性について

今回の法改正により従来の網・わな猟免許を網猟免許とわな猟免許に分離するが、網猟とわな猟は、対象とする狩猟鳥獣や必要な技術・知識も異なることから、各々の猟法に応じた内容とし、専門性の向上を図り適正な狩猟が行われるように措置する。

特に、わな猟については、錯誤捕獲の発生や財産への危険性があることから、錯誤捕獲防止の技術・知識を盛り込む。

3 狩猟者団体による狩猟者の育成

狩猟免許所持後に、初心者単独では捕獲経験を積むことが容易でないため、狩猟者団体において、経験豊かな狩猟者が初心者をサポートすることで、初心者が狩猟に親しみつつ

捕獲技術を高め、優良な狩猟者に育つことが求められる。

狩猟者の育成の場所としては、管理された狩猟の実施を目的としている猟区が最適であることから、狩猟者の育成を推進するため、猟区における狩猟期間の延長を検討する必要がある。

4 その他

狩猟者の減少・高齢化が見受けられる一方で、農林業被害の防止のために狩猟免許を所持する者が増加し、地域において被害防止のための捕獲体制の整備が必要となっている状況である。

被害防止には鳥獣の捕獲だけでなく、被害防除対策及び生息環境管理の知識・技術も必要であることから、関係機関やNPOと連携し総合的な鳥獣保護管理の知識・技術をもった捕獲の担い手の育成を図る必要がある。

【主な指摘事項】

- ・初心狩猟者の育成のために猟区の狩猟期間延長や、狩猟者を増加させるための予算措置が必要。
- ・優良なハンターを差別化する等の新たな免許について検討するべき。
- ・農業者が取得する網わな免許の活用や研修が必要。
- ・試験や講習に外来生物や感染症の観点も含めるべき。

V 人材を確保する仕組みの方向性

○別添（資料 1－3 参考②参照）

【主な指摘事項】

- ・市町村では、専門的なアドバイスは欲しいが財政的に有償は困難という悩ましい状況であるが、専任の職員に専門的知識・資格のある人材を取り入れるなどの前向きな検討が必要。
- ・登録制度のインセンティブを高める必要がある。
- ・登録制度には、行政機関内の専門的な人員削減を加速させる危険性がある。
- ・農林水産省との連携を検討する必要。
- ・民間に依存するイメージが浮かび上がってくるが、行政機関の底上げも必要。大学を活用して人材確保の幅を拡げるべき。
- ・地域にとっては身近な民間団体が親身に取り組んでくれる利点を示す必要がある。

第2 今後の検討予定

鳥獣保護管理についての専門的知見を有する人材に関する、育成・確保・配置のあり方について検討を進めることとしている。

具体的には、人材登録による人材の育成・確保の仕組みについてさらに議論を深め、鳥獣保護管理の各過程における人材の活用・配置についての考え方を整理することとしている。